

養育費に関する公正証書の作成支援のご案内

ひとり親の方の養育費確保を支援します！

1. 補助対象者

問い合わせ先
子育て支援課
0875-73-3016

三豊市に住所を有するひとり親家庭の父又は母で、次のすべてを満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る費用を負担している方
- ② 養育費の取り決めに係る公正証書等を有している方
- ③ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ④ 過去に同様の補助金(他自治体の同様の補助金を含む)の交付を受けていない方
- ⑤ 市税の滞納がない方

※ 児童・・・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方
(政令で定める程度の障害にある者は20歳未満まで)

2. 対象費用

- ① 公正証書の作成に要した費用(公証人手数料)
- ② 家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代及び、切手代
- ③ 戸籍謄本等添付書類取得費用
※ 養育費に関するものに限る
※ 調停や裁判等における弁護士等の費用は対象外

3. 支給額

上 限 5 万 円

4. 必要書類

【必要書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 運転免許証等の公的身分証明書の写し
- ③ 児童扶養手当証書の写し
※ 児童扶養手当を受給していない場合は以下の書類
世帯全員の戸籍謄本又は抄本と住民票の写し
- ④ 対象費用の領収書等又はクレジット契約証明書(クレジット支払)の写し
※ 領収書・クレジット契約証明書に記載していなければならないもの(郵便局及び官公署が発行する領収書を除く)、宛先(申請者氏名)、領収年月日、領収金額、取引内容(但し書き)、領収者の氏名・住所、領収印
- ⑤ 養育費の取決めに係る公正証書等の写し
- ⑥ 補助対象者の市税に係る完納証明書
- ⑦ 債権者登録申出書
- ⑧ 補助対象者名義の口座がわかる書類(通帳等)の写し

5. 申請期限

公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内